

6. 集会所管理細則

(総 則)

第1条 この細則は、多摩ニュータウンエステート落合5-8団地管理規約（以下「規約」という。）第80条の規定に基づき、共有の附属施設である集会所の管理運営業務を行うため、必要な事項を定めることを目的とする。

(使用の原則)

第2条 理事長は、団地管理組合（以下「組合」という。）が業務上使用する場合を除き、団地内に存する集会所を当該団地内に居住する組合員及び占有者（以下「組合員等」という。）の次の各号に掲げる目的のために使用に供するものとする。ただし、特定の政治活動および宗教活動その他これ等に類する行為のための使用は、認めないものとする。

- 一 組合員等の団体が、会議又は行事を行うために使用する場合
- 二 組合員等が、親睦を目的とする集まりや教室を開くために使用する場合

(使用の特例)

第3条 理事長は、第2条の規定にかかわらず、次の第一号から第四号までに掲げる場合にあっては他に優先して、第五号以下に掲げる場合にあっては組合及び組合員等又はその団体の第2条各号に掲げる目的のための使用に支障のない範囲内において、集会所を使用させることができるものとする。

- 一 公職選挙法（昭和25年法律第100号）に基づく投票所又は演説会場として使用する場合
- 二 公立病院、保健所、その他公的機関が、組合員等の健康診断、その他公共の目的のために使用する場合
- 三 組合員等が結婚式、成人式、その他これらに類する慶事のために使用する場合
- 四 組合員等が、葬儀を行なうために使用する場合
- 五 当該団地内に業者が商品の展示又は販売のために集会所を使用する場合であって、当該展示又は販売が組合員等の利便に寄与すると理事長が認めた場合。ただし、同一の者については週1回を限度とする。
- 六 団地に隣接している他町会等が存する場合にその相互間の親睦を目的として使用する場合
- 七 前号に掲げる場合のほか、理事長が、特に必要があると認めた場合

(使用時間)

第4条 集会所の使用時間は、原則として午前9時から午後10時までとする。

(申込受付の原則)

第5条 集会所は、その使用の目的により、原則として、それぞれ次の各号に定める基準により申込を受付けるものとし、この場合において、同一の期日又は時間に2以上の申込みがあったときは、先に申込みを行なった者を優先するものとする。

- 一 組合の業務上使用する場合並びに第2条各号、第3条第一号、第二号及び第三号（第3条第七号に掲げる場合で、これらに準ずると認められるときを含む。）の場合においては、集会所を使用する日の属する月の前月1日から申込みを受付けるものとする。
- 二 前号以外の場合については集会所を使用する日の10日前から申込みを受付けるものとする。

(申込受付の特例)

第6条 組合員等の団体が、第2条各号に掲げる目的のため集会所を定期的に使用しようとする場合には、第5条の規定にかかわらず、あらかじめそれらの団体に使用目的、使用日時等必要な事項を届け出させ6ヵ月ごとに定期的な使用を認めるものとする。この場合において、同一の期日又は時間に2以上の申込みがあったときは、それらの団体間で協議して使用者を決めるものとし、その協

議が整わないときは抽選により決めるものとする。

（使用の承認等）

第7条 理事長は、集会所の使用を希望する者に対し、あらかじめ別に定める集会所使用願（以下「使用願」という。）を提出させるものとし、その内容が適当と認められる場合には別に定める集会所使用許可証（以下「許可証」という。）を使用責任者に交付するものとする。

2 理事長は、許可証を交付した後において、組合が業務上使用する場合及び第3条第一号、第二号及び第四号の使用に供する必要が生じたときは、当該集会所の使用許可を取り消し、又は使用を中止させることができるものとする。

（使用料）

第8条 組合員等は集会所を無料で使用することができる（窓口が開いている時）。ただし、集会室を専用使用する場合は、予約の上、次項に定める使用料を支払うものとする。

2 集会室1を専用使用する場合は下記の使用料を徴収する。

- 一 組合員等が非営利で使用：200円/時
- 二 非組合員が非営利で使用：800円/時
- 三 組合員、非組合員問わず営利で使用：1,000円/時
- 四 冠婚祭での使用：1,000円/日
- 五 葬儀での使用：無料

3 集会室2を専用使用する場合は下記の使用料を徴収する。

- 一 組合員等が非営利で使用：100円/時
- 二 非組合員が非営利で使用：500円/時
- 三 組合員、非組合員問わず営利で使用：800円/時
- 四 冠婚祭での使用：1,000円/日
- 五 葬儀での使用：無料

（使用料の徴収等）

第9条 理事長は、第7条の規定により集会所の使用を承認したときには使用責任者から前条に規定する使用料を徴収するものとし、徴収した使用料は、使用の承認を取り消し、又は使用を中止した場合においても、原則として返還しないものとする。ただし、当該使用承認の取り消し、又は使用の中止が第7条第2項の規定に基づく場合には、この限りではない。

2 理事長は、前条の規定にかかわらず第3条第一号及び第二号に掲げる場合（第3条第七号に掲げる場合で、これらに準ずると認められるときを含む。）には、使用料を徴収しないことができる。

（収納金の処置）

第10条 集会所使用料の収入金は規約第31条に基づき処理するものとする。

（使用日程表）

第11条 理事長は、集会所の使用計画について月ごとに集会所使用日程表を作成し、使用日時、使用目的、使用責任者等所要事項を記載し、集会所の使用を希望する者が閲覧できるよう整備しておくものとする。

（鍵の貸与および返却）

第12条 理事長は、許可証を交付した使用責任者に対し、集会所の鍵を貸与し、又は、集会所の使用終了後はすみやかに鍵を返却させるものとする。この場合、鍵の貸与及び返却の状況を別に定める鍵貸出簿に記載しなければならない。

（使用上の注意等）

第13条 理事長は、集会所の使用者に善良な管理者の注意をもって集会所を使用させるとともに、他の者に迷惑を及ぼさないように注意し、又、使用終了後集会所内の清掃を行わせるものとし、こ

れを遵守しない使用責任者及び使用者については集会所の使用を中止させ、又は以後の使用を承認しないことができるものとする。

（原状回復義務等）

第 14 条 理事長は、集会所の使用者が故意又は過失により集会所の建物を損傷し、又は備品等を毀損し、若しくは紛失したときは、使用者の負担において修復させ、又はその修復に要する費用を使用責任者に負担させるものとする。

（使用者への周知）

第 15 条 理事長は、この細則に定めるところに従い、集会所使用規則を作成し、使用者に周知させるものとする。

附 則

この細則は、2025（令和7）年5月19日から施行する。

（1984〔昭和59〕年3月17日 施行）

（2010〔平成22〕年3月 7日 改正）

（2025〔令和 7〕年5月18日 改正）